

デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ（令和4年度第2次補正予算分））を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付について（第67回地域再生計画認定申請受付）における主な変更点等について

本資料は、「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ（令和4年度第2次補正予算分））」（以下、本連絡においては「地方創生拠点整備タイプ」という。）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付について（第67回地域再生計画認定申請受付）における主な変更点等について概要をまとめたものです。

1. 本認定回からの変更点

（1）支援措置名の変更について

地方創生拠点整備交付金については、デジタル田園都市国家構想交付金創設に伴い、本認定回から支援措置名を次表のとおり変更しております。認定申請の際は、旧支援措置名を使用しないよう御注意ください。

| 新 | 旧 |
|--------------------|--------------------|
| 地方創生拠点整備タイプ【A3016】 | 地方創生拠点整備交付金【A3007】 |

（2）地域再生計画と施設整備計画の様式の一体化について

「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）を踏まえて、本認定回から地域再生計画と地方創生拠点整備タイプの申請に係る施設整備計画の様式の一体化を行いました（以下、様式の一体化に伴い新たに作成した様式を「新様式」という。）。

（3）地域再生計画の作成方法について

これまでの地域再生計画は、施設整備計画（Excelファイル）を作成後、別途、作成支援ツールを活用し、施設整備計画の記載内容を地域再生計画（Wordファイル）に転記することにより作成いただいておりますが、新様式は地域再生計画と施設整備計画が同一のExcelファイルとなっているため、地域再生計画上必要となる記載事項が施設整備計画シートから地域再生計画シート（別シート）へ自動的に転記されることになりました（施設整備計画の作成と同時に地域再生計画が作成されることになりました。）。作成方法の詳細につきましては、地方創生拠点整備タイプ担当から通知する事務連絡別紙2記載要領を御確認ください。

（4）地域再生計画と施設整備計画の提出窓口の一本化について

これまで、地域再生計画及び施設整備計画の提出書類は、それぞれ異なる提出窓口へ提出していただいていたところですが、本認定回から提出窓口を一本化することになりました。これに伴い、地域再生計画の認定申請における申請書類のう

ち、地域再生計画（新様式）については、施設整備計画と同一のExcelファイルとなるため、施設整備計画を提出することで、自動的に地域再生計画も提出されることとなります。ただし、認定申請に当たっては、認定申請における全ての申請書類を提出していただく必要があるため、施設整備計画の提出のみをもって地域再生計画の認定申請が行われたことにはならないことに御留意ください。地域再生計画の認定申請の方法につきましては、必ず本事務連絡「2 認定申請」を御確認いただき、認定申請に必要な提出書類を添付の上、認定申請を行ってください。なお、施設整備計画の提出に必要な提出書類につきましては、地方創生拠点整備タイプ担当から通知する事務連絡を御確認ください。

2. 地方版総合戦略について

地方創生拠点整備タイプに係る地域再生計画認定申請において提出する地方版総合戦略

各地方公共団体における地方版総合戦略（以下「戦略」という。）について、本認定回の認定申請日前後において戦略の終期を迎える場合は、地域再生計画の認定申請においては、地方創生拠点整備タイプを活用する事業の事業実施期間（以下「事業期間」という。）の始期（交付金については交付決定日）において計画期間にある戦略を認定申請書類として提出してください（事業期間中に現行戦略の終期を迎える場合は、次期戦略の提出が必要となる場合があります。）。また、原則として、現行戦略と次期戦略は「切れ目が生じないように」策定することが必要ですが、次期戦略の策定が認定申請時期までに間に合わない場合は、次期戦略を認定申請時点版（案）で御提出いただき、新しい戦略における事業期間の始期（交付金については交付決定日）までに策定し、速やかに確定版を内閣府地方創生推進事務局まで御提出いただく必要があります（提出方法については、後日お知らせいたします。）。

なお、今般提出予定の戦略が読替え通知等により延長した場合であって、当該戦略自体の記載を変更しなかったときは、戦略と併せて当該読替え通知等を御提出ください。

（例）地方創生拠点整備タイプ（令和4年度第2次補正予算分）を活用する事業の事業期間の始期が令和5年4月1日以前である場合において、次期戦略の計画開始日が

○令和5年4月1日までの場合

- ・ 現行戦略（次期戦略の計画開始日の前日まで計画期間延長したものに限る。）
- ・ 次期戦略※

○令和5年4月2日から令和6年3月31日までの場合

- ・ 現行戦略（次期戦略の計画開始日の前日まで計画期間延長したものに限る。）
- ・ 次期戦略※

○令和6年4月1日以降

- ・ 現行戦略（次期戦略の計画開始日の前日まで計画期間延長したものに限る。）

※ 次期戦略の策定が認定申請時点までに間に合わない場合は、次期戦略を認定申請時点版

(案)で御提出ください。確定版の提出方法については、後日御連絡させていただきますが、新しい戦略における事業期間の始期（交付金については交付決定日）までには策定し、速やかに確定版を内閣府地方創生推進事務局に御提出ください。